

## BIM/CIM 流通システム（関連事業者向け）利用規約

本規約は、利用者（以下、「甲」という。）が、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社（以下、「乙」という。）と、BIM/CIM 流通システム（以下、「本システム」という。）の利用に関する条件を定めます。

本利用規約により、乙は甲に対して無償で子アカウントを貸与し、甲はこれを借り受ける事とする。

### （定義）

第1条 本規約において使用される用語は、以下の意味を有する。

- 本利用者とは、甲をいう。
- 本アカウントとは、第6条1項の子アカウントをいう。
- 第三者とは、甲乙以外の者をいう。
- 本利用者情報とは、本利用者が、本システムに送信又は記録する情報（第6条4項により甲の利用とみなされる場合も含む）をいう。
- 使用情報とは、本システム上で本利用者が送受信する情報（送信者、受信者、送信日時、送信内容等）に関するログ、本システムへの負荷その他乙が本システムを提供する過程で取得する情報で本利用者情報に該当しない情報をいう。

### （本規約に基づく契約の成立）

第2条 乙が、第6条1項に基づき甲に通知する子アカウントで本システムを利用した場合、甲は本規約の内容を確認してこれを承諾する意思で利用したものとみなし、そのときに、甲乙間に本規約に基づく契約（以下、「本利用契約」といいます）が成立するものとする。

### （本規約の変更）

第3条 乙が本規約を変更した場合、変更後の本利用契約に基づく本システムの利用には、変更後の本利用規約を適用する。

2 前項の変更を行う場合、乙は第6条1項に基づき甲が指定したメールアドレスに電子メールにて送信する方法で変更内容を通知します。ただし、通知が到達しない場合でも、乙がホームページ（<https://www.nttinf.co.jp>）で告知した場合は、変更後の利用には変更後の本規約を適用する。

### （無償利用）

第4条 本利用契約に基づく本システムの利用は無料とする。

### （乙の免責）

第5条 乙は、本利用者に対し、本規約で明記している場合を除き、いかなる義務（損害賠償義務も含め）も一切負わないものとする。

### （アカウント）

第6条 乙は、甲が本システムを利用するために必要な「BIM/CIM流通システム アカウ

ト」(以下「子アカウント」という。)を甲が指定するメールアドレスに電子メールにて送信する方法により通知する。ただし、甲は、乙に対し、アカウントの通知に必要な情報を乙が指定する期日までに提供するものとする。

2. 甲は、前項の通知到達後、子アカウントにより本システムを利用できるか否かを直ちに確認し、利用できない場合は、乙にその旨を通知するものとする。子アカウントの不具合が乙の責めに帰すべき事由による場合であっても、乙はそれにより生じた損害について一切の責任を負わない。
3. 乙は本アカウントの漏洩その他必要があると判断した場合は、あらかじめ甲に通知した上で、本アカウントを無効にし、新たな本アカウントを甲に通知することができる。
4. 乙は、本アカウントによる本システムの利用その他これに関連する行為は、すべて甲による行為とみなし、甲は、本アカウントを用いた本システムの利用などにより乙又は第三者が被った損害その他の一切の債務を負担するものとする。

#### (禁止事項)

第7条 甲は、本システムの利用及びこれに関連し、自ら又は第三者をして、本利用契約に定める目的以外の目的による利用その他乙が不適切と判断する行為を行い、行わせてはならない。

#### (無保証)

第8条 乙は、明示又は黙示を問わず、本システムに関して、正確性、本利用者が本システムを利用することで達成しようとする目的との適合性、本システムに障害などが発生しないこと、発生した障害などが修正されること、本システムを本契約期間中24時間利用出来ること、本システムが具備するセキュリティの程度、本利用者情報が消滅や毀損などしないこと、本システムの利用により得られる情報等が正確であることについて、一切の保証責任を負わず、これらにより甲又は第三者に損害が生じた場合でも、乙は何らの責任も負わないものとする。

2. 本システムの利用により甲又は第三者に損害が生じた場合でも、乙は何らの責任も負わない。かかる場合、甲は自らの費用及び責任において解決するものとする。

#### (本システムの変更)

第9条 乙は、甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により、本システムを変更することができるものとする。

2. 前項の場合、乙は、甲に対して、変更後の本システムの内容、変更日その他乙が必要と認める事項を、事前に通知するように努めるものとする
3. 乙は、本システムの変更によって変更前の本システムにおける全ての機能や性能が維持されることや、本システムを利用することにより達成しようとした目的が達成出来ることを保証するものではない。

#### (本システム提供の一時的中断)

第10条 乙は、本システムの保守、点検そのほか本システムを提供することが困難な場合は、甲への事前の通知又は甲の承諾をすることなく、自己の裁量により、本システムの全部又は一部の提供を中断することがある。

(本システムなどの本障害等の通知)

第11条 甲及び乙は、本システム障害などの発生や発生するおそれのあることを知ったときは、遅滞なく相手方にその旨を通知し、その修理、復旧又は予防に努めるものとする。

(本システムの廃止)

第12条 乙は、甲の承諾を要することなく、自己の裁量により本システムの全部又は一部を廃止することができるものとする。この場合、乙は、甲に対して、本システムを廃止する日の3ヶ月前までに、書面により廃止日を通知するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合、乙は、甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により当該通知の予告期間を短縮できるものとする。

2. 前項の規定により本システムの全部又は一部を廃止する場合、前項にて通知した廃止日をもって自動的に本利用契約は解約となる。

3. 乙は、本システムの全部又は一部廃止により甲又は第三者が被った損害については一切の責任を負わないものとする。

(権利の帰属)

第13条 本システムに関する知的財産権そのほか一切の権利は、乙に帰属する。

(使用情報)

第14条 乙は、使用情報を、本システムの安定的運用、改善、追加その他の正当な目的で使用することができるものとする。

2. 使用情報及びかかる情報の使用により生じた知的財産権その他の権利は全て乙に帰属し、本利用者には何らの権利や利益も帰属しないものとする。

(機密の保持)

第15条 甲及び乙は、本利用契約に関し知り得た（本システムの利用や提供において知り得たものを含む）次の各号のいずれかに該当する相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、いかなる第三者にも開示又は漏洩しないものとする。

(1) 秘密である旨が明示された図面その他の書面又は電子媒体により開示される情報

(2) 秘密である旨を告知された上で、口頭その他前号以外の方法により開示された情報であって、開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面又は電子媒体により相手方に通知されるもの

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

(1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報

- (2) 開示を受けた後、開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (3) 開示を受けた時点で開示を受けた当事者が既に保有している情報
  - (4) 秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
  - (5) 開示された情報によらず、開示を受けた当事者が独自に開発した情報
  - (6) 開示をする当事者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報
3. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対して開示することができるものとする。この場合、甲及び乙は、関連法令に違反しない限り、事前に開示する旨を相手方に通知するものとし、事前に通知することができない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。
4. 甲及び乙は、本システムを利用又は提供する目的の範囲内に限り、相手方から開示された秘密情報を使用、複製及び改変（以下、これらを「複製等」という。）することができるものとする。この場合、甲及び乙は、当該複製等された秘密情報に関しても、秘密情報として取り扱うものとする。
5. 第1項の規定にかかわらず、乙は、本システムを提供するために必要な範囲内に限り、甲への事前の通知又は甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により、委託先に対して、甲から開示された秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は、委託先に対して、本条の規定に基づき乙が負うべき義務と同等の義務を負わせるものとする。
6. 甲及び乙は、本利用契約が終了したとき、又は相手方の要請があったとき、相手方から開示された秘密情報（複製等された秘密情報を含む。）を直ちに相手方に返還、廃棄又は消去する等の処置を行い、一切保存しないものとする。
7. 甲及び乙は、本条の規定を遵守するために必要となる措置を講じるものとする。

（契約の終了）

第16条 甲は、乙の指定する子アカウントを利用する業務が終了した時点において、子アカウントを乙に返却する事により契約は終了とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第17条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本利用契約に関する権利及び義務を第三者に譲渡又は承継することはできない。

（管轄裁判所）

第18条 本利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

（残存条項）

第19条 理由の如何に関わらず、本利用契約が終了した場合でも、次の各条項は引き続

き効力を有する。

- ① 第6条4項（アカウント）
- ② 第8条（無保証）
- ③ 第12条3項（本システムの廃止）
- ④ 第14条（使用情報）
- ⑤ 第15条（機密の保持）
- ⑥ 第17条（権利義務の譲渡禁止）
- ⑦ 第18条（管轄裁判所）
- ⑧ 本条（残存条項）

以 上